



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	1945年1月から7月までの上シレジアにおけるドイツ系住民の移動と選別 : 「無法な追放」とその構造
Author(s)	衣笠, 太朗
Citation	境界研究, 15, 1-31
Issue Date	2025-03-31
DOI	https://doi.org/10.14943/jbr.15.1
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95058
Type	departmental bulletin paper
File Information	15_01.pdf, 本文



[論文]

1945 年 1 月から 7 月までの上シレジアにおける ドイツ系住民の移動と選別 ——「無法な追放」とその構造——

衣 笠 太 朗

はじめに

第二次世界大戦末期から戦後にかけて中東欧で発生した「ドイツ人の追放」は、いかなる構造と過程から成り立っていたのであろうか。本稿はこの問いについて、具体的には 1945 年 1 月から 7 月までの上シレジアにおける、従来「ドイツ人」とされてきた住民の移動と国民的選別⁽¹⁾の過程という分析対象を、ドイツ側とポーランド側の証言や刊行史料を用いることで複合的に考察することを目的とする。

20 世紀前半、ドイツと中東欧の境界地域に位置する上シレジア(図 1)はドイツ、ポーランド、チェコスロヴァキアなどの近隣諸国による領土争いや国民化政策の舞台となった。18 世紀半ば以来その大部分がプロイセン＝ドイツ領となっていたが、第一次世界大戦後にはヴェルサイユ条約に基づいてドイツとポーランドの間で当該地域の領有権に関する住民投票が実施され、東端地域がポーランドに、大部分を占める西部地域はドイツに残留した。さらに第二次世界大戦が勃発すると、現地のユダヤ人やポーランド系住民は強制労働や強制移動、果ては大量虐殺の憂き目に遭い、その犠牲者の数は数百万人ともなった。

ナチによるポーランド占領政策は比較的知られた事柄であるが、本稿の主題はそれ以後の歴史の展開と関わっている。第二次世界大戦末期のソ連軍侵攻以後は、それまでの力関

(1) 本稿では「国民」および「国民的」という語を頻繁に用いるが、基本的に「国民」は英語の nation に、「国民的」は national に当たる概念として使用している。本稿で示す通り、戦後のポーランド領上シレジアではナショナリティ (narodowość/ Nationalität) を基準に住民の選別や帰属先が決定されたため、「国民的選別」や「国民帰属」といった用語を採用した。他方で、類似した用語である「民族」「民族的」は ethnicity/ ethnic に類する概念として用いる。こうした用語法は、近年の中東欧史研究の潮流を踏まえたものであり、衣笠太郎『ドイツ帝国の解体と「未完」の中東欧：第一次世界大戦後のオーバーシュレージエン／グルメイシロンスク』（人文書院、2023 年、とりわけ 59 頁を参照）でも同様の手法を採用している。また、ドイツ語の Volk は「国民」と「民族」のどちらへも翻訳しうる用語であるが、先行研究を踏まえ、Volksdeutsche は「民族ドイツ人」、Deutsche Volksliste は「ドイツ民族リスト」とした。

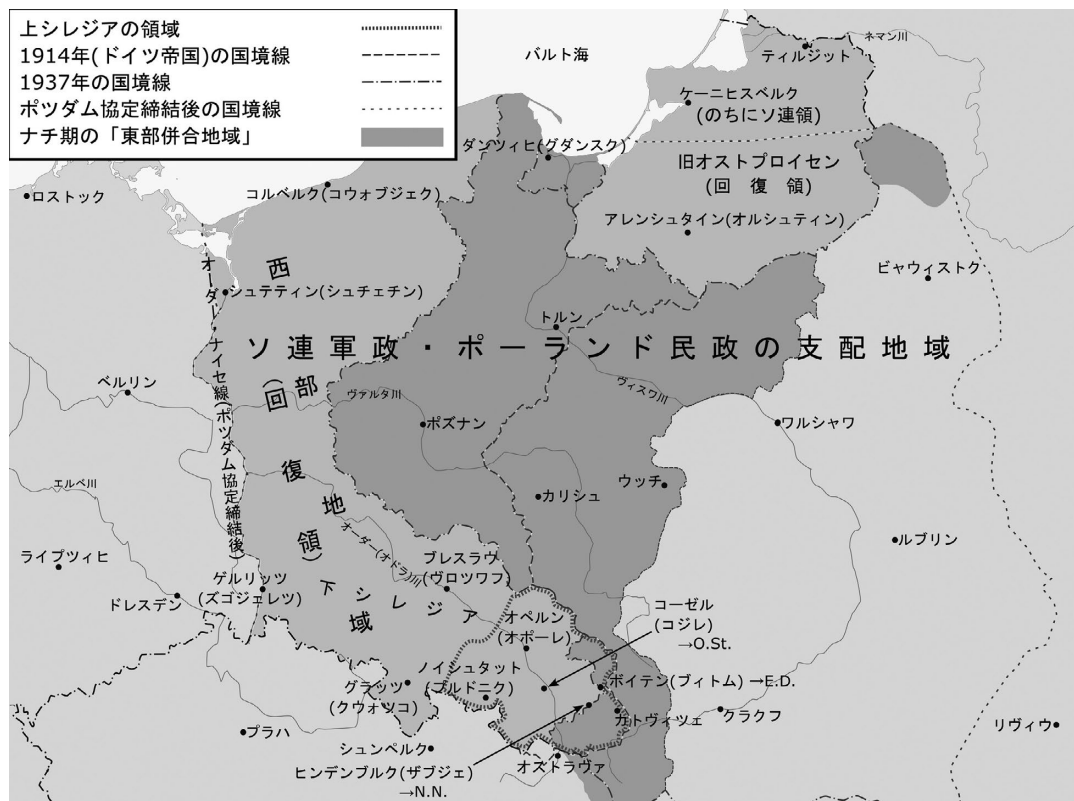


図1：1945年の中東欧と分析対象者の居住地

出典：筆者作成

係が逆転して現地のポーランド系住民が優位に立った。ドイツ人とされた住民はまず避難を試み、のちには残留したドイツ人とされた住民の大部分もドイツ「本国」へ強制的に移動させられた。こうしたオーダー・ナイセ線以东からの移動者の数は途上での死者も含めて1,200万人にも上るとされる(上シレジアに限れば80万人)。この出来事はドイツでは「ドイツ人の避難と追放(Flucht und Vertreibung der Deutschen)」、もしくは単に「ドイツ人の追放」と呼ばれるが、「追放」には時期によって区別があり、1945年8月初頭以降の強制移動がポツダム協定での承認を得た「合法的」なものとして扱われる一方で、ソ連軍による占領開始後から7月末にかけての強制移動は国際的な承認を経ない「無法な追放(die wilden Vertreibungen)」と呼ばれる。本稿の分析対象はこの「避難」と「無法な追放」の時期を対象とする。

第二次世界大戦と戦後の経過の結果として、上シレジアには「ポーランド人」と認定された戦前からの住民が残留したほか、ソ連領となった旧ポーランド領「クレスィ」や中央ポーランドからの移動者たち(「送還者」と呼ばれる)が数十万人単位で流入した。戦後にポーランドとなった旧ドイツ東部領土は、中世以来のポーランド領を回復したという意味で「回

復領」と呼称され、テヘラン会談やヤルタ会談を経てそのポーランド併合は既定路線とされるようになる。これらの経緯により、戦後のシレジア社会は戦前とは大きく異なる住民構成へと再編されることとなったのである。

特定の民族集団を対象とした強制移住は、20世紀中葉においてはポーランドに限られたものではなく、ヨーロッパを中心として幅広く確認できる事象である。これはひとつには、第一次世界大戦後のトルコ＝ギリシア間の住民交換が戦間期には徐々に「成功例」としてもてはやされるようになり、それに基づく「ローザンヌ精神」が当時の欧米首脳間でも共有されていたことに起因する⁽²⁾。第二次世界大戦後においては、戦争予防と懲罰を目的として、チェコスロヴァキアとハンガリー⁽³⁾からもドイツ系住民が強制移動させられた。またソ連の支配地域でも、ヨーロッパ東部の国境線変更にともなってポーランド、リトアニア、ベラルーシ、ウクライナの間で住民交換が実施され⁽⁴⁾、東アジアでは日本人の「引揚げ」に代表される大規模な住民帰還・移動が活発化した。そうしたグローバルな住民移動の中に上シレジアからのドイツ系住民の移動も位置づけられる。

本稿は、こうした戦後の世界と中東欧の根本的な社会変革と密接に結びついていると考えられる、「避難」から住民の選別を経て「無法な追放」へ、という1945年前半の上シレジアにおける住民移動をめぐる錯綜したプロセスの一端を解明する。新規性としては、1940年代中葉以降の中東欧における社会秩序再編という大きな文脈の中で当該住民移動を捉え直している点、筆者の従来の研究成果に基づきながら上シレジア住民の集団的帰属意識の多面性と多層性に重きを置きながら分析を行っている点、上シレジアでの住民移動に関するドイツ側史料のみならずポーランド側の史料をも参照している点が挙げられる。

新規性に関連して、研究史上ではまず、1989/90年の体制転換以後のドイツ＝ポーランド境界地域研究の進展が重要である。グレゴア・トゥームやベアタ・ハリツカの研究は確かにブレスラウ(ポーランド名ヴロツワフ)のようなシレジア西部やシュテティン(シュチェチン)を中心としたポンメルン東部(ポモージェ)地方が「いかにポーランドとなったか」という地域再編過程を扱ってはいるが、上シレジアについてはほとんど検討されていない⁽⁵⁾。

(2) Philipp Ther, “Ein Jahrhundert der Vertreibung: Die Ursachen von ethnischen Säuberungen im 20. Jahrhundert,” in: Raup Melville, Jiří Pešek and Claus Scharf (eds.), *Zwangsmigrationen im mittleren und östlichen Europa: Völkerrecht – Konzeption – Praxis* (Mainz: Vandenhoeck & Ruprecht, 2007), p. 31; 吉川元「戦争と国際強制移動：国際平和の諸邦としての民族移動の歴史」蘭信三、川喜田敦子、松浦雄介編『引揚・追放・残留：戦後国際民族移動の比較研究』名古屋大学出版会、2019年、45–73頁。

(3) ハンガリーとチェコスロヴァキアにおける住民交換および強制移動については、山本明代『第二次世界大戦期中東欧の強制移動のメカニズム』(刀水書房、2024年)を参照。

(4) Beata Halicka, *Polski Dzik Zachód: Przymusowe migracje i kulturowe oswajanie Nadodrza 1945–1948* (Kraków: Universitas, 2015), pp. 159–160.

(5) Gregor Thum, *Die fremde Stadt, Breslau 1945* (Berlin: Siedler Verlag, 2003) [*Uprooted: How Breslau became Wrocław during the Century of Expulsions* (Wrocław: Via Nova, 2011)]; Beata Halicka, *Polens Wilder Westen:*

1945年以降のドイツ人とされた住民の移動に関する研究をめぐっては、西ドイツでは戦後の早い段階で政府の支援を受けた大規模プロジェクトが歴史家の主導のもとに実施された⁽⁶⁾。住民移動の過程に関して最も重要なものが1951年から1961年にかけて編纂作業が進められた『東中欧からのドイツ人追放の記録』（以下、『追放の記録』）⁽⁷⁾であるが、後述するように大きな問題の内在する証言集ともなった。その後の西ドイツでの研究は、この証言集に全面的に依拠するか、もしくは当事者による回想録の出版が主たる役割を果たした。体制転換後の研究状況に一石を投じたのは、2000年の『ポーランドのドイツ人 1945–1950年 資料集』（以下、『ポーランドのドイツ人』）⁽⁸⁾の出版であった。この歴史資料集はポーランド中央政府および現在のポーランド各地のドイツ人とされた住民の移動に関するポーランド語史料をまとめたものである。これにより、ポーランド側の分析のための基礎がつくられた。ドイツ側ではフィリップ・テアとマティアス・ベアによる研究⁽⁹⁾が重要であるが、依然として当事者による回想録の出版が大きな比重を占めていると言えるだろう。そうした中で、英語圏におけるヒューゴ・サーヴィスの研究は注目すべきであり、そこでは戦間期においてドイツ領に属していた上シレジア中西部(戦間期のポーランド領シレジアとの対比で「オポーレ・シレジア／オペルン・シレジア(Śląsk Opolski/ Opperlner Schlesien)」と呼ばれる)における住民の選別と「追放」の過程が明らかにされた⁽¹⁰⁾。サーヴィスの研究は、確かに上シレジアをフィールドとし、また民族帰属の曖昧性を前提とした分析を行っているが、他方で東部の工業地帯や戦間期のポーランド領シレジアを含めた領域の検討は行っていない。本稿はこのような研究史上の空白が重なり合う領域を分析対象と

Erzwungene Migration und die kulturelle Aneignung des Oderraums 1945–1948 (Paderborn: Ferdinand Schöningh, 2013) (*Polski Dzik Zachód*).

- (6) 川喜田敦子『東欧からのドイツ人の「追放」：20世紀の住民移動の歴史のなかで』白水社、2019年、172–174頁。
- (7) *Dokumentation der Vertreibung der Deutschen aus Ost-Mitteleuropa*, in Verbindung mit Adolf Diestelkamp... [et al.], bearbeitet von Theodor Schieder, Hrsg. vom Bundesministerium für Vertriebene, Flüchtlinge und Kriegsgeschädigte, Unveränderter Nachdruck der Ausgabe von 1954–1960, vol. 1–5, (München: Deutscher Taschenbuch Verlag, 1984).
- (8) Włodzimierz Borodziej and Hans Lemberg (eds.), *Niemcy w Polsce, 1945–1950: Wybór dokumentów*, vol. I–IV (Warszawa: Wydaw. Neriton, 2000). 本稿ではドイツ語版も適宜参照した。*Die Deutschen östlich von Oder und Neisse 1945–1950: Dokumente aus polnischen Archiven*, Bd. 1–4 (Marburg: Verlag Herder-Institut, 2000).
- (9) Philipp Ther, *Deutsche und polnische Vertriebene: Gesellschaft und Vertriebenenpolitik in SBZ/DDR und in Polen 1945–1956* (Göttingen: Vandenhoeck und Ruprecht, 1998); Mathias Beer, *Flucht und Vertreibung der Deutschen, Voraussetzungen, Verlauf, Folgen* (München: Verlag C. H. Beck, 2011). 日本でも川喜田敦子の浩瀚な研究(前掲書)が「追放」をその構想・執行・統合・記憶形成という四局面から検討しており、関心が高まっている。
- (10) Hugo Service, “Sifting Poles from Germans: Ethnic Cleansing and Ethnic Screening in U. S., 1945–1949,” *Slavonic and East European Review* 88, no. 4 (2010), pp. 652–680; Hugo Service, “Reinterpreting the Expulsion of Germans from Poland, 1945–9,” *Journal of Contemporary History* 47, no. 3 (2012), pp. 528–550; Hugo Service, *Germans to Poles. Communism, Nationalism and Ethnic Cleansing after the Second World War* (Cambridge: Cambridge University Press, 2013), Kindle edition.

しているのである。

史料批判の観点から、証言集『追放の記録』の取り扱いには注意が必要である。この証言集の問題点は、①ナチに加担した過去から厳しく批判されているテオドーア・シーダー(Theodor Schieder)が主導的な編纂者であったこと、②連合国との講和条約交渉に向けて、「不法行為」や「暴力行為」といったドイツ人に対して実行された「追放」そのものの不当性と不法性を浮き彫りにするために編纂されたこと、という2点に集約される。生の史料としてそのまま受け入れるには大幅に変更し、証言の採録にあたっても歪められていると考えられる『追放の記録』であるが、別の史料や先行研究との照合を行うことで、その史料的な価値を引き出しようと推測される。ひとつには、先行研究で挙げたような、近年豊かになりつつある旧ドイツ東部領土やシレジアの歴史に関する二次文献は有用である。また、『追放の記録』の大きな偏りとして、「ドイツ人」の視点からのみ語られているということが挙げられるが、『ポーランドのドイツ人』を利用することで、「追放」をめぐるポーランド側の具体的な状況や『追放の記録』では語られない情報の欠落も明らかにできるようになった。

史料批判と関連して、いまひとつ指摘しておかなければならないのは、移動に遭遇した当事者の証言集という史料の性質である。近年のエゴ・ドキュメント研究の成果⁽¹¹⁾を利用すれば、当事者にとっての世界認識や歴史認識の中で構築される「私」とそのアイデンティティが重要となる。『追放の記録』の編纂にあたって、たしかに立案者や編纂者の本来の意図は外交的・政治的なアピールを主眼としていたとしても、証言者本人は「避難と追放」の個人的体験を語ることで、自らの過去を自らの生きる世界の中に位置づけようとしたのではないだろうか。これは証言者個人が完全に自由な語りを展開しているということではなく、様々な制約を受けつつも、その中で自身の裁量の範囲を見出しながら「避難と追放」に関する語りを紡いでいったことを意味する。ここで手がかりとなるのが行為主体性(エイジェンシー)の議論であろう。行為主体性とは、周囲の構造や条件にある程度縛られつつも、行為者が最善と考えるものを選択する能力や裁量のことである。個人の実際の体験と公的な制約の間に、『追放の記録』の証言者も位置していたと言える。その狭間を読み解くことが本稿の鍵となる。

本稿の構成は以下の通りである。ドイツ系住民の移動の歴史的前提や証言の基礎的情報を確認したのち、続いて『追放の記録』ならびに『ポーランドのドイツ人』に記述されている情報を総合しながら上シレジアにおける住民の「避難」、選別、「追放」の過程についてそれぞれ分析する。

表記についてもいくつか注記しておきたい。上シレジアはドイツ語でオーバーシュレージエン、ポーランド語でグルヌィシロンスク(または単にシロンスク)と呼ばれるドイツと

(11) 横原茂編『個人の語りがひらく歴史：ナラティヴ／エゴ・ドキュメント／シティズンシップ』ミネルヴァ書房、2014年、3-5頁。

中東欧の境界地域であった。本稿が取り扱う時期はドイツとポーランドの間での移行期であるため、英語に由来する上シレジアというより中立的な呼称を用いる。

従来ドイツ語で「追放(Vertreibung)」と呼ばれてきた出来事について、本稿では「移動」もしくは「移住」の語を用いる。この2つの用語の定義はいずれも「居住地の変更を伴う人間(集団)の移動」とし、日本語の文脈において不自然とならないよう適宜使い分けることとする。またFluchtは日本語では「逃亡」とも訳されるが、戦争末期の文脈ではソ連軍の侵攻を前にした緊急避難的な移動を意味することから「避難」の訳語で統一する。

1. 証言の基礎的情報

1.1 『追放の記録』の構成と分析対象

『追放の記録』の中で上シレジアを扱ったものは第I巻『オーダー・ナイセ以東の諸地域からのドイツ系住民の追放』⁽¹²⁾ (3分冊のため、注ではvol. I/ 1-3のように表記)であり、以下の分析はもっぱら当該巻からの引用となる。第I巻の構成は、ドイツ系住民の移動に関する歴史的な文脈を概観した「導入」と移動をめぐる証言およびポーランドの法令・命令を収録した「記録」からなっている。移動をめぐる証言の部分をさらに見ていくと、それは第1部「赤軍を前にした避難」、第2部「1945年以降の東方ドイツ系住民の生活基盤の破壊」、第3部「オーダー・ナイセ以東の諸地域からのドイツ系住民の追放と強制移住」の全三部から構成されており、第I巻の中で最も分厚い領域となっている。それぞれの「部」の内部もさらに「第1章 オストプロイセン、ヴェストプロイセン、ポンメルンにおける避難／第1節 1944年8月以降のオストプロイセン住民の疎開措置と最初の避難行動」のように、章から節へと細分化され、最後に来る個別の証言には番号が付されている。証言部分の構成をすべて合わせると、第I巻だけでも『追放の記録』は15章、54節、382個の証言、1390頁に上る膨大な量を誇る。

その中で、本稿では上シレジアに関係するものを主な検討対象とするが、その全体に占める割合は大きいとは決して言えない。上シレジアに関する個別の証言の数は25件であり、これは収録された証言全体の6.5%である。対して、同じシレジアでも西隣の下シレジアに関する証言は67件あり、上シレジアの3倍近くに上る。こうした証言の数の違いの理由として、ひとつには移動した人々の総数の違いが挙げられるだろう。1950年時点での「被迫放民」の総数は、上シレジアが80万人であったのに対して、下シレジアでは240万人に達した⁽¹³⁾。もちろん下シレジアが約320万人、上シレジアが280万人弱(いずれも1930年代前半)という元来の人口の違いもあるものの、それ以上に住民の性質の違いが移動者の総数に影響を与えたと考えられる。のちに説明するように、上シレジアにおける住民の

(12) *Die Vertreibung der deutschen Bevölkerung aus den Gebieten östlich der Oder-Neisse*, T. 1-3 (*Dokumentation der Vertreibung der Deutschen aus Ost-Mitteleuropa*, vol. I).

(13) Beer, *Flucht und Vertreibung der Deutschen*, p. 85.

使用言語と帰属意識は必ずしも「ドイツ」と「ポーランド」ではっきりと塗り分けられるものではなく、その狭間の国民帰属の曖昧な人々はポーランド行政当局による選別過程でその多くが「ポーランド人認定」を受けることができたと推測されるのである⁽¹⁴⁾。

その中で、上シレジアの工業地帯周辺に関する証言となると、7件とさらに少なくなる。史料分析では、これらの証言の中から、十分な分量を有し、かつ1945年前半における上シレジアからドイツへの「避難と追放」の過程に関して検証可能な内容を含むものを取り上げて集中的に検討する。該当する証言はno. 213「上シレジアのボイテン出身の女性教師E. D.の書簡」、no. 214「上シレジアのヒンデブルクにあった「ケーニギン・ルイーゼ」坑の元官吏N. N.の報告」、no. 305「上シレジアのコーゼル出身のO. St.の体験報告」である⁽¹⁵⁾。時節では、それぞれの証言に関する基礎的な情報を確認する。

1.2 ボイテン出身の女性教師E. D.の書簡

No. 213の「上シレジアのボイテン出身の女性教師E. D.の書簡」⁽¹⁶⁾は、『追放の記録』第I巻(第2分冊)の第2部第5章第1節「上シレジアの工業地帯」に収められている。各証言には、上記のように氏名(多くはイニシャル)、職業、出身地、記録の種類といった基礎的な情報とともに、記録の出典・作成時期と小見出しが付されている。小見出しは「上シレジアの工業地域への赤軍の到来以前とロシア占領下での出来事。ポーランド行政のもとでの状況。強制労働、当該地域からの退去とポーランド国民であることの表明に関する住民への布告、強制移住」であり、作成に関しては「工業博士H. Z.のコレクション『我らの親族の避難民書簡集』」を出典とする、「公証された謄本、1946年8月2日」との情報が付されている(p. 313)。また末尾には「著者はメクレンブルクの避難民収容所にたどり着き、そこで彼女の母は追放の苦難の結果として亡くなった」との注記がある(p. 318)。

「工業博士H. Z.のコレクション『我らの親族の避難民書簡集』」が出典ということは、この証言は1945年以降に個別に進められた「追放」記録事業のひとつにおいて私的に収集されたものであったのだろう。本証言の性質に関する特筆すべき点として、戦争終結から1年余りしか経っていない1946年8月という早い段階での記録作成が過去の出来事と記憶の間の距離を縮め、その史料価値を大きく高めていると言える。また『追放の記録』編纂事業が

(14) 上シレジアにおける国民帰属の選別過程については、衣笠太郎「上シレジアにおける「ドイツ人の追放」と民族的選別：戦後ポーランドの国民国家化の試み」『日独共同大学院プログラム(東京＝ハレ)ワーキングペーパーシリーズ』16号、2015年、8-10頁も参照。

(15) これらの3つの証言および後に引用するno.118の全訳については、衣笠太郎「〈史料翻訳〉『東中欧からのドイツ人追放の記録』第1巻(3分冊)「オーダー・ナイセ線以东の諸地域からのドイツ系住民の追放」より、オーバーシュレージエンに関する証言」『近代(神戸大学近代発行会)』(第129号、2025年)を参照。

(16) *Dokumentation der Vertreibung*, vol. I/ 2, no. 213, pp. 313-318. 以下、『追放の記録』を出所とする証言については、ブロック引用を除いて本文中の括弧内に頁番号(p.-)にて出典を示す。

開始される前に執筆された記録であるため、『追放の記録』のために記録されたものではないという点、加えてその内容が編纂方針に影響を受けていないという点は重要である。『追放の記録』に収録された証言の多くが1950年代以降のものであることを考えると、それらと比して史料価値の高さは際立っている。

証言者E. D.とその周辺についてもできる限りで情報を提示しておきたい。ボイテン(Beuthen)は上シレジアの工業地帯に位置する都市で、ポーランド語ではブイトム(Bytom)と呼ばれる。この都市には第一次世界大戦直後の住民投票と地域分割の影響が直撃した。ドイツ語話者とポーランド語話者、二元語話者の混在地域であるためにその領域はドイツ陣営とポーランド陣営に分断されたほか、さらに上シレジアの分離独立を掲げる「オーバーシュレージエン人同盟＝グルヌィシロンスク人同盟(Bund der Oberschlesier-Związek Gornoszlazakow)」の本拠地が置かれた街もボイテンであった⁽¹⁷⁾。住民投票による国境画定後にはボイテン地域の中に国境線が引かれ、都市部を含む西部がドイツ領、東端地域がポーランド領となった。人口統計においても、例えば1910年の統計では人口67,718人の都市部でドイツ語話者が60.6%、ポーランド語話者が33.1%、195,844人の農村部ではドイツ語話者が30.3%、ポーランド語話者が62.8%⁽¹⁸⁾となっており、民族的・言語的な混住性は確認できる⁽¹⁹⁾。戦間期ドイツの国勢調査では言語別の統計は示されていないものの、1939年には都市部で101,029人、農村部で94,227人(ドイツ側のみ)という人口が記録されている⁽²⁰⁾。

証言者は成人女性で、上シレジア在住時の職業は教師であった。彼女は度々自らを「ドイツ人」や「ドイツ系の元教師」とし、異質な他者を指して「ポーランド人」と呼んでいる。ただ、これは彼女がドイツに逃れたのちに執筆した書簡であり、現地で生活していた際に本当に完全な「ドイツ人」として生活していたかまでは留保が必要であろう。ここでは、多くの研究が指摘しているように、上シレジアにおける住民の帰属意識は20世紀半ばまで極めて流動的であったことに注意を促しておきたい⁽²¹⁾。また、E. D.が戦間期の国境線のどちら側に住んでいたのかについて『追放の記録』では明記されていないが、彼女が「ドイツ語」を母語とし、教育活動においてドイツ語を用いる学校の教師であったことを考えると、ドイツ側にいた可能性が高い。

(17) 衣笠『ドイツ帝国の解体と「未完」の中東欧』、156頁。

(18) 残りのパーセンテージはドイツ語とポーランド語の二言語話者と推定される。

(19) Paul Weber, *Die Polen in Oberschlesien: Eine statistische Untersuchung*, Dissertation (Berlin: Springer-Verlag Berlin Heidelberg, 1913), pp. 60–63.

(20) *Statistik des Deutschen Reichs*, vol. 552: Die Ergebnisse der Volks-, Berufs- und Betriebszählung vom 17. Mai 1939. ボイテン農村部の東部地域は戦間期にポーランド領となったため、ドイツの統計では1910年と比べて人口が半減している。このポーランド領ブイトムはカトヴィツェ(旧カトヴィッツ) - やタルノフスキエ・グリュ(旧タルノヴィッツ)などの基礎自治体へと編入されたため、個別の人口統計が存在しない。

(21) 代表的な研究として、Brendan Karch, *Nation and Loyalty in a German-Polish Borderland: Upper Silesia, 1848–1960* (New York: Cambridge University Press, 2018)を参照。

1.3 ヒンデンブルクの元官吏 N. N. の報告

No. 214「上シレジアのヒンデンブルクにあった「ケーニギン・ルイーゼ」坑の元官吏 N. N. の報告」⁽²²⁾は E. D. の書簡の次に掲載されている証言であり、巻・章・節もそれと同一である。小見出しは「ヒンデンブルクにおける赤軍の到来後の出来事とロシア軍政の措置。1945 年 4 月 26 日から 8 月末までの時期におけるポーランド民政の措置」であり、それに続いて「公証された謄本、1945 年 9 月、6 ページ。一部を活字化」との出典情報も付されている。証言者は成人男性であり、上シレジアでは炭鉱の官吏の職に就いていたと思われる。

ヒンデンブルク (Hindenburg) はカトヴィッツ (Kattowitz, カトヴィツェ (Katowice)) やボイテンに隣接したシレジア工業地帯の都市である。帝政期においてヒンデンブルクはカトヴィッツ市の一区画「ザブジェ (Zabrze) 地区」であったが、1914 年冬のロシアとの戦闘での勝利を記念して、その功労者とされた将軍パウル・フォン・ヒンデンブルクの名をとって 1915 年以降は独立した市制がとられるようになった。1946 年以降は再びザブジェと呼ばれるようになる。1922 年以後のシレジア東西分割後には、ボイテンと同じく国境線が域内を走り、東端の一部地域がポーランドに、残りの多くの地域がドイツに属していた。ドイツの官吏であったということから、N. N. もやはりドイツ側に居住していたと考えられる。住民構成に関して、1910 年の統計では人口が 159,810 人となっている。そのうちドイツ語話者が 40.0%、ポーランド語話者が 51.0% であり、近隣のボイテンと比しても双方の話者数は拮抗していたと言える⁽²³⁾。1933 年のドイツ国勢調査では 130,433 人、1939 年には 126,079 人の人口となっていた⁽²⁴⁾。

なお、E. D. と N. N. の証言には、殺害や強姦といったソ連兵による数多くの残虐行為が詳細に記録されている (p. 314, p. 319 など) が、その描写の具体性こそがこれらの証言が『追放の記録』に採録されることとなった最大の理由と考えられる。

1.4 コーゼル出身の O. St. の体験報告

No. 305「オーバーシュレージェンのコーゼル出身の O. St. の体験報告」⁽²⁵⁾と題された証言は、『追放の記録』第 I 巻 (第 2 分冊) 第 3 部第 1 章に収録されている。小見出しは「1945 年 7 月 2 日のコーゼルからの追放」であり、「原本、1952 年 7 月 10 日、4 ページ。一部を活字化」との出典情報も付されている。第 2 章はポツダム協定以前の強制移住、いわゆる「無法な追放」を扱った章であり、この証言もそれを記録する文書として採録されたと考えられる。ただし、証言が行われた時期は 1952 年 7 月であり、出来事の発生からほぼ 7 年が経過したのちの回想であることには注意を払う必要があるだろう。また、この証言に割かれた紙幅

(22) *Dokumentation der Vertreibung*, vol. I/ 2, no. 214, pp. 318–321.

(23) Weber, *Die Polen in Oberschlesien*, pp. 62–63.

(24) *Statistik des Deutschen Reichs*, vol. 552.

(25) *Dokumentation der Vertreibung*, vol. I/ 2, no. 305, pp. 703–704.

はそれほど多くなく、掲載されているのは1頁程度である。証言者についても、成人男性であるという情報以外はほとんど分からない。

コーゼル(Cosel, コジレ(Koźle))は上シレジアの中部に位置していた小規模都市とその周辺の農村部を指す地名であり、現在はオーダー川の対岸の街と結びついてケンジェジン＝コジレ(Kędzierzyn-Koźle)と呼ばれる。工業地帯よりも西部に位置していることから、1921年の住民投票ののちもドイツ領に留まった。1910年時点の人口75,673人のうち、ドイツ語話者が21.7%、ポーランド語話者が75.0%であり、全体としてポーランド話者が比較的優位な地域だったが、都市部に限って言えばドイツ語話者21.7%とポーランド語話者68.3%と数値が逆転する⁽²⁶⁾。都市部でのドイツ語優位と農村部でのポーランド語優位という構図は、上シレジアで広く見られた言語的状況である。1939年の国勢調査での人口は88,274人であった⁽²⁷⁾。

2. 証言者を中心とした上シレジア住民の集団的帰属意識

さらなる基礎的な重要事項として、各証言者や地域住民の集団的帰属意識の問題がある。つまり、「追放」の対象となった住民は戦争直後から現在に至るまで一般に「ドイツ人」とされているが、そうしたカテゴライズが正確な認識であるかどうかを批判的に検証することは本稿の趣旨に鑑みて重要であろう。

上シレジアにおける集団的帰属意識に関して、「ナショナル・インディファレンス(national indifference)」(国民意識への無関心・冷淡さ)という議論をまず紹介しておきたい⁽²⁸⁾。その概念について要約すれば、以下の通りとなる。「従来のナショナリズム研究や国民史的な歴史研究では、19世紀後半以降のヨーロッパの諸地域における国民意識の浸透は必然的になされ则认为られてきたが、実際のナショナリズムの浸透過程はそれほど単純ではなかった。あくまでナショナリストの視点からみればという条件はつくが、とりわけ中東欧の境界地域において「国民の守り手」となると考えられた住民たちは、実際にはナショナリズムに無関心や冷淡な態度を示し、いったん国民意識を得るに至った人々も国民的帰属を頻繁に乗り換えた事例が多数見られたのである。彼らにとって最も重要な帰属意識は、「国民」ではなく、宗教的な帰属や地域的な帰属であった⁽²⁹⁾」。先行研究でも指摘さ

(26) Weber, *Die Polen in Oberschlesien*, pp. 62–63.

(27) *Statistik des Deutschen Reichs*, vol. 552.

(28) この概念に関しては、以下の文献を参照。マールテン・ヴァン＝ヒンダーアハター、ジョン・フォックス編、金澤周作、桐生裕子監訳『ナショナリズムとナショナル・インディファレンス：近現代ヨーロッパにおける無関心・抵抗・受容』ミネルヴァ書房、2023年。

(29) 衣笠太朗「『書評』マールテン・ヴァン＝ヒンダーアハター／ジョン・フォックス編、金澤周作、桐生裕子監訳『ナショナリズムとナショナル・インディファレンス：近現代ヨーロッパにおける無関心・抵抗・受容』」『新しい歴史学のために』304号、2024年、94–100頁。

れている通り、このナショナル・インディファレンスは上シレジアにも当てはまる事象であり、その住民は複数の帰属意識を保持し、かつその間を臨機応変に乗り換えていた⁽³⁰⁾。ただし、ナショナル・インディファレンス概念は「特定のナショナリズムに染まり切らない人々」という非常に広範な集団を対象としているのであり、地域ごとの特殊性を見極めたうえでの諸要素の精緻化を経ない限りでは十分に有用な分析概念とはならない⁽³¹⁾。

そこで手がかりとしたいのが、マンフレート・アレクサンダーによる構造モデル(図2右側の表)である。それによると、上シレジアの住民は「地域外出身のポーランド人」と「地域外出身のドイツ人」を両極として8つのカテゴリーに分類できるとされる。その各カテゴリーの中央には「国民意識に無関心」で「状況に依存したアイデンティティ」を持つ「シレジア人」がおり、さらにその両脇にはポーランド的もしくはドイツ的な帰属意識により近づいていく住民カテゴリーが5つ配置されている。「シレジア人」とは当該地域特有の集団的帰属意識を有する人間集団の総称であり、それはとりわけ第一次世界大戦直後の上シレジア分離主義運動の展開の中で明示的に国民集団として構築されるに至った⁽³²⁾。

それぞれのカテゴリーには「言語使用」の欄も設けられており、ドイツ語、ポーランド語、シレジア語を運用する際の態度が示されている。言語の運用と帰属意識もまた、密接に結びついていたと言える。ヴァッサーポルニッシュ(「なまったポーランド語」の意味)

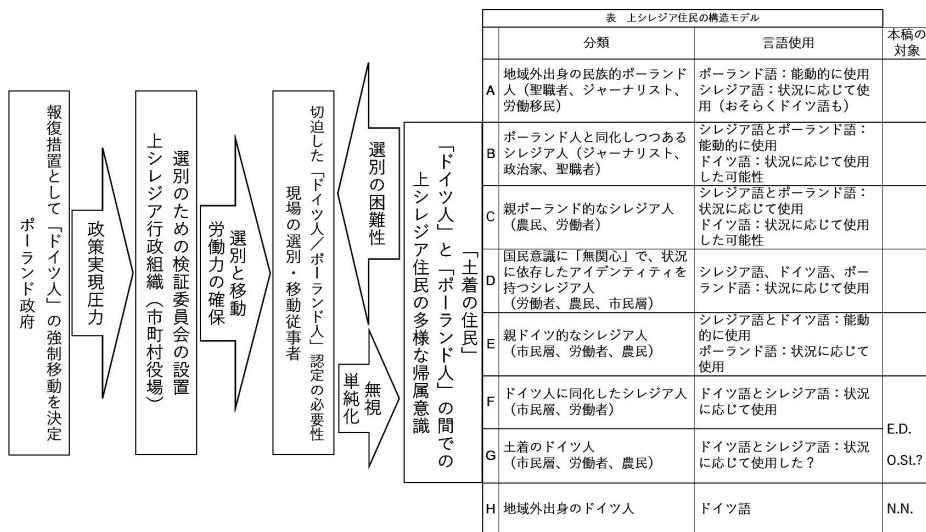


図2: 「無法な追放」期におけるドイツ系住民の選別と移動の構造

右表の出典: Manfred Alexander, “Oberschlesien im 20. Jahrhundert: Eine mißverstandene Region,” *Geschichte und Gesellschaft* 30, no. 3, 2004, pp. 465–89, here p. 478.

(30) 代表的なものとして、James Bjork, *Neither German nor Pole: Catholicism and National Indifference in a Central European Borderland* (Ann Arbor: University of Michigan Press, 2008)が挙げられる。

(31) こうしたナショナル・インディファレンス概念に内包された様々な問題点については、衣笠『書評』『ナショナリズムとナショナル・インディファレンス』で指摘している。

(32) 衣笠『ドイツ帝国の解体と「未完」の中東欧』を参照。

とも呼ばれるシレジア語は、ポーランド語の文法と語彙を基礎とし、そこにドイツ語語彙が混入した上シレジア特有の地域言語である。そのためポーランド語の運用能力と重なる部分が大きいと言える。20世紀前半の「シレジア人」概念はこのシレジア語もしくはポーランド語とドイツ語を併用する人々を指す場合が多い。この構造モデルはもちろん現実そのものではなく、あくまでも便宜的な構造化と分類を試みたものであるが、少なくとも当該地域住民の集団的帰属意識は「ドイツ人」と「ポーランド人」に単純に二分できるものではないということへの理解には役立つものだろう。

こうした観点に関連して、E. D.の証言には興味深い要素が含まれている。第一に、「土着の人々 (die Einheimischen) は、たとえそれ以前にほとんど会ったことがなくても、互いに助け合った」(p. 314)という記述である。ここで彼女は「土着の人々」というカテゴリーの内部にいるように読める。重要なのは、この「その土地に生まれた人」や「土着の人」という意味を持つ *Einheimische* という言葉には、上シレジアに特有のニュアンスが組み込まれている可能性があるということである。アレクサンダーは、両極を除いた合計6つのカテゴリーの住民を「土着の住民 (die einheimische Bevölkerung)」として、彼らの間には「我々のうちの一人 (einer von uns / jedyn z naszych)」という連帯意識があると指摘した⁽³³⁾。つまり、単一の国民帰属のみでは括れない境界的な帰属意識を、彼女は表明していたということになる。

第二に、E. D.がポーランド語を解することを示す描写である。以下に、ポーランド語が出てくる主要な場面を列挙してみよう。基本的には、ドイツ語に続いて括弧内で同内容のポーランド語が補足されている。「最後のレルフにはロシア兵が「懐中時計、懐中時計！ (Zegarek, Zegarek!)」と言って時計を要求した。彼はポーランド語が理解できなかったのも、彼らがタバコ (Zigaretten) をほしがっていると思って、彼は背囊をつかんだ。そこで彼は射殺された」(p. 315)。「[ロシア兵に暴行されそうになって]二度目は、誰もが何も助けてくれなかったのも、重病を口実にした。「重病なんだ！ (Ja jestem bardzo chora!)」(同上)。「私は一度、非常に重く感じられた木材の板を線路まで運んだ。私は常日頃から「気分がよくない (Nie idzie)」、「私にこんな重労働は無理だ (Ja nie mogę tak ciężko pracować)」と言っていたにもかかわらず、労働を強いられた」(p. 316)。ポーランド語の文章では通常省略される「私は (ja)」という主語が入ってしまっているというような多少のたどたどしさはあるものの、文法的にも語彙としてもおかしいところはない。さらに「学校では全ての人に向けてポーランド語の授業が無料で行われた。私は2時間授業に週2回出席し、しっかりと授業について行くことができた」(p. 316)とも述べており、彼女は日常的に地元住民との間でポーランド語やシレジア語を使用する機会があったと考えるのが妥当であろう。

(33) Manfred Alexander, “Oberschlesien im 20. Jahrhundert: Eine mißverstandene Region,” *Geschichte und Gesellschaft* 30, no. 3, 2004, pp. 465–89, here p. 478.

以上から、E. D.は母語のドイツ語に加えて、ポーランド語やシレジア語もある程度話せる二言語話者であったと理解すべきである。国民帰属に関しては、「君[手紙の宛先]の母」がおそらくE. D.も含める形で「私たちはドイツ人なのだから」と述べる場面があり、「ドイツ人」意識が強かったのは間違いないだろう。とはいえ、「土着の住民」に関する記述や二言語性を下敷きにすると、彼女の帰属意識はそれほど平板ではなかった可能性を指摘できる。先の構造モデルには、ドイツ語を母語としつつもシレジア語も「状況に応じて」使い分けていたと考えられる「F ドイツに同化したシレジア人」もしくは「G 土着のドイツ人」というカテゴリーがあり、それはドイツとポーランドの狭間に置かれた地域住民の在り方の一端を示している。そうした人々は概して「市民層、労働者、農民」であったとされるが、教師であったE. D.もその枠内にいると考えられるのである。

次にN. N.の立ち位置について考えてみたい。伝統的に上シレジアには、プロイセン支配期以来多数の官吏が中央政府によって地域外から派遣されてきた。アレクサンダーの構造モデルで言えば、「A 地域外出身のポーランド人」とは対極に位置する「H 地域外出身のドイツ人」がそれに該当するが、その多くは官吏のような知識人層であった。N. N.に関しては、彼の証言の表題に示されている地名は出身地ではなくあくまで居住地として付されていることから、出身はやはり地域外であることが示唆されている。その意味で、彼はそうした典型的な「国家の中央から派遣されたドイツ人官吏」のひとりであったと推察される。

1945年1月末以降のソ連占領期には、その排除政策は基本的には労働登録とそれに基づく労働収容所への収容として姿を現した⁽³⁴⁾。この部分で注目したいのは地域住民についての記述である。

1945年1月27日の日曜日にロシア兵がヒンデンプルクを完全に占領したとき、彼らはひとまず企業や工場には見向きもせず、まず家屋を調査し始めた。[中略]

ナチ党の制服を着た人々の写真やその制服が見つかった家は、たびたび破壊されるか、放火された。同様にすでに最初の数日に全ての商店が略奪され、一部の商品倉庫までもがその被害にあった。その際ロシア人は価値のある品々、特に全ての靴や衣類だけを奪っていった。食糧の在庫の一部は街頭にぶちまけられ、踏みつぶされるなどした。その後、土着の住民(die einheimische Bevölkerung)がやってきて、残りを持って行った。それから商店は閉鎖され、6月になってようやく再開した⁽³⁵⁾。

ここでN. N.は「土着の(einheimisch)」という形容詞を用いて地域住民に言及している。そうした人々について、教師E. D.は「我々」の一部として肯定的な描写を行っていたのに対し

(34) ソ連占領期の上シレジアでの労働登録、労働収容所、強制労働については衣笠「上シレジアにおける「ドイツ人の追放」と民族的選別」を参照。

(35) *Dokumentation der Vertreibung*, vol. I/2, p. 319.

て、彼はあくまで外部からの客観的な視線を彼らに投げかけているように読める。このような記述には、彼の中の「ドイツ人」意識の優位と「シレジアの土着の人々とは異なる」という意識が表れているのではないだろうか。N. N.は「ドイツ人」と「土着の住民」の間に一線を引き、自らが「ドイツ人」の側にいることを前提に描写をしていると考えられる⁽³⁶⁾。

こうした錯綜した上シレジア住民の集団的帰属意識を、ポーランド側はどのように捉えていたのだろうか。いくつかの史料の中に、住民の性質に関する記述が現れているため、それらを分析していきたい。

5月2日付の「シレジアを視察した、ポーランド軍政治・教育本部プロパガンダ部隊ベニャミン・ズィルベルベルク (Beniamin Zylberberg) 陸軍少尉の報告(一部)⁽³⁷⁾」と題された史料から見ていこう。戦間期においてドイツ領に属していたオポーレ・シレジア地方に関する報告の中で、以下のような説明がなされている。「ここで最も重要な問題は、[この地域が]ポーランドかドイツかということである。この点については、国民意識の発展が遅れているため、まだやるべきことがたくさんある」。この「国民意識の発展が遅れている」という表現は、ある特定のナショナリズムを内面化した人間から見て、そうしたナショナリズムを受け入れていない人々に批判的に言及する際に用いられる典型的なフレーズである。つまり、ズィルベルベルクという報告者は、「ドイツ人でもポーランド人でもない、国民意識のはっきりしないオポーレ・シレジア住民」に苛立ちや不満といった感情を覚えていると考えられる。

ここでは以下のような推察が成り立つだろう。まず、報告者のポーランド軍将校は、ポーランド的性質を肯定的に捉える先の報告内容から、ポーランドのナショナリズムに親和的な態度の人物と推定できる。その視点においては、オポーレ・シレジアの住民はポーランド人としての帰属意識を有していかねばべきということになるが、しかし実際にはそうではなかったため、「彼らはまだポーランド人(もしくはドイツ人)へと分化しきっていない国民意識に無関心な人々である」という批判的な意味合いで「国民意識の発展が遅れている」という表現が用いられていると考えられるのである。まさに「ナショナリストの視点から見える、人々のナショナリズムに無関心と冷淡な態度」という、元来の意味での「ナショナル・インディファレンス」が立ち現れている。

住民の集団的帰属意識に関して、「オポーレ・シレジアでの状況についての戦時特派員エドムント・オスマインチク (Edmund Osmańczyk) とスタニスワフ・ソコウォフスキ (Stanisław Sokołowski) の報告⁽³⁸⁾」はより興味深い。この史料では、政府によって派遣され

(36) O. St. の立ち位置について付言すれば、証言中には帰属意識に関する記述は全くないものの、上シレジアに定住していた「土着のドイツ人」であった可能性はあるだろう。

(37) *Niemcy w Polsce*, vol. II, 219, pp. 338–340.

(38) *Niemcy w Polsce*, vol. II, 239, pp. 363–364, June 1945.

た報告者の、ナショナリストとしての側面と、より現実をありのままにとらえようとする記録者としての側面の双方が交互に表出していると言える。「現地のポーランド人は、700年ぶりにポーランド国家の中に身を置くことになる。彼らはすべてドイツ国の市民である(オポーレ地方には民族リストは存在しなかった)。彼らはポーランド語を維持し、大部分はポーランド国民意識も守り抜いてきた」。この引用部は、ポーランド語や国民意識に焦点を当てつつ、住民の中にポーランド的要素を見出そうとする叙述となっている。

しかしそれに続く記述は、ドイツとポーランドの間で混乱し、揺れ動いているように読める。「この地にやってきたポーランド人聖職者たちからも、送還者たちからも、繰り返し彼らはドイツ人として扱われた。彼らの側にいるドイツ人はそうした人々をソ連軍政に告発した。住民の状況は悲劇的である。再ポーランド化は進捗していない。オレスノ郡の小村ボザノヴィツェでは、実際にはポーランド人とロシア人とドイツ人のうちの誰がここの支配者なのか知らないという弁明とともに、国民帰属調査(*spis narodowościowy*/ *Nationalitätenzählung*)の際に白紙が提出された。／土着の愛郷者(*Patrioci miejscowy*/ *Die einheimischen Patrioten*)たちは今なおシレジアの古い歌を歌う。／〈君よ、我らが愛するシレジアよ、長きにわたって君はよそ者からは軽蔑され、我らからはほとんど注目もされてこなかったのだ〉」。この時点までの住民の大多数の国籍はドイツであり、入植したポーランド人から見ると彼らは「ドイツ人」であった。しかし前述のようにポーランド的要素を引き継いでいる人々であるために、単なる「ポーランド化」ではなく「再びポーランド化すること」が前提となっていた。さらに住民はどの国民に属するかという調査に対して、明確な回答を避け、「土着」の住民は「古い歌」の中で「よそ者」と「我ら」を分かち境界線を提示するのみであった。上シレジア住民の多くは、先行研究でも指摘されてきた通り、第二次世界大戦直後の段階でも「よそ者」と「我ら」を区別するような、「ドイツ人でもポーランド人でもない」集团的帰属意識を保持していたことがこうした史料から確認できる。

3. 避難と残留の過程

以下では、「避難と追放」に関するそれぞれの証言を分析しながら、当時のシレジア住民を取り巻いていた状況を検討する。その前提として、1945年の上シレジア住民を取り巻く歴史的文脈を簡潔に確認しておきたい。

第一に、ナチの民族政策である。第二次世界大戦期にナチ・ドイツが占領したポーランド領のうち、第一次世界大戦期までドイツ領であった領域は「東部併合地域」に組み込まれてドイツ統治下におかれた。そこに居住する住民は「ドイツ民族リスト」登録者、ポーランド人、ユダヤ人などへ分類され、さらに「ドイツ民族リスト」登録者には4つの区分が設けられた。このうち上位2つの区分(第1・第2区分)はドイツ当局に優遇され、下位の2区分(第3・第4区分)は差別的な待遇に直面したとされる。加えて占領下のポーランド人とユ

ダヤ人に対しては極めて苛烈な住民移動策が構想・実行され、とりわけユダヤ人に対しては600万人に及ぶ絶滅政策が展開された。こうした政策は、戦後のソ連軍兵士やポーランド人による強い報復感情へと結びついた。第二に、連合国の戦後処理構想とポーランドの領土問題である。大戦中の米英ソ首脳による一連の会談は、戦後のドイツ・ポーランド国境の画定に決定的な影響をおよぼした。特に1945年2月のヤルタと同年8月初頭のポツダムでの合意により、両国の暫定国境としてオーダー・ナイセ線が定められ、ポーランドは上シレジア西部を含む広大な「回復領」を手にすることとなった。第三に、ドイツ系住民の移動に関する国際的合意である。ドイツ系住民の移動に関しては、ポツダム協定において連合国間での合意が形成され、そうした合意が戦後の「追放」へと結びついた。第四に、ポーランドの動向である。1944年7月にモスクワでスターリンの意向に沿って創設されたポーランド国民解放委員会(Polski Komitet Wyzwolenia Narodowego)は、ソ連の支配下にある地域におけるポーランド暫定政府の役割を果たした。国民解放委員会は、早くからポーランド域内でのドイツ系住民への報復的な処遇を議論し、最終的には彼らのポーランド領域からの排除を政策として決定するなど、「追放」の初期から一貫して重要な役割を果たし続けた。これらの四点を踏まえながら史料の分析を行う。

まずは「避難」の状況から見ていく。E. D.の書簡は、家族についての記述が中心であることと、「君の母」という表現があることから、E. D.の親族の一人(証言者のいとか?)に宛てられたものであると考えられる。書簡はグレーテ(Grete)という名の人物が子どもを連れて疎開する場面から始まる。彼女は、「あたふたとではあるが自分が子どもと[訳注：疎開のために]出発することを本当に喜んでいた」という。

グレーテが出発してからの数日間で、街中では広く動揺が高まっていった。出立を試みるのと留まることのどちらが良いのか、正しい選択は誰にも分からなかった。褐色の制服を着た[ナチ]党員たちは、いたるところで住民を鎮めようと努力していた。彼ら自身も最後の列車で出発してしまったのだが。学校も木曜日(1月18日)に閉鎖された。しかし教員は、大管区指導者のブラハト(Fritz Bracht)が許可を出すまでは、避難することを許されなかった。決められた時より早く持ち場を離れた者は、すぐさま職を失うということは明らかであった。同じことが銀行や他の企業にも言えた⁽³⁹⁾。

ここでは、ソ連軍到来直前になっても疎開や避難が許されない現地住民の動揺した姿が描かれている。グレーテのような子ども連れの女性たちはソ連軍到来の数週間前に列車での疎開が許可されたが、現地に仕事や学校があるなど利害関係を持つ人々の一部は現地に留まらざるをえなかった。

E. D.の兄弟であるクルト(Kurt)という人物がボイテンに來訪し、避難のための出発を促

(39) *Dokumentation der Vertreibung*, vol. I/ 2, p. 313.

したのであるが、近しい人物が避難を嫌がり、また同時に職場の校長が防空詰所の建設を彼女に命令したために、ボイテンにとどまることとなった。その時点で避難しようにも、すでに列車は満杯であり、乗車は困難であった。さらにソ連軍による空襲も始まり、空襲警報とともに「駅のホームで待っている人々の大多数は無計画に避難所を探した」という。そうした切迫した状況の中で、多くの人々が徒歩での避難を開始した。それは証言の中でも次のように描かれている。「大雪の中で、馬車や小さなリヤカーとともに無言でグライヴィッツ (Gleiwitz, グリヴィツェ (Gliwice)) 方面に街道を進む人々を目撃した。トランクやリュックサックを持った男たちが歩いて行った。さらに寒くなり、雪が足の下でキュッキュッと音を立てた。逃げ出したいと思ったが、すでに遅すぎた」(p. 313)。結局 E. D. は、ボイテンで家族のもとに留まる選択をしたと述懐している。

1945年1月19日にソ連軍は戦間期のドイツ・ポーランド旧国境に到達し、同月末にはカトヴィッツやボイテンを含む工業地帯に攻勢をかけ始めた。ただ、ソ連軍が上シレジアの全域を攻め落とし、完全な占領・支配に至るには3月上旬までの1か月以上の時間がかかった⁽⁴⁰⁾。そうしたソ連軍の侵攻を目の当たりにして、住民の多くは自発的に避難したのである。1945年から1950年までの中東欧からドイツへの住民移動は、単に「追放」と呼ばれることが多いが、実際には戦争末期の避難と、その後の強制移動という段階に分かれており、それぞれ個別に検証すべき事象と言える。

こうした「避難」の描写は、シレジアに関しては工業地帯周辺での証言には収録されていないが、ボイテンから西に100kmの位置にあるノイシュタット (Neustadt, プルドニク (Prudnik)) での避難の状況が現地の牧師によって1950年3月に報告されている。「ついに1945年3月17日がやってきた。これは我々の教区にとって最初の「厄日」であった。その日、我々 [家族] は直接戦争に巻き込まれた。夜にはノイシュタット郡に避難命令が出た。隣村であるラスヴィッツの住民は、密集隊形を組んでなんとか近隣のズデーテン・ドイツの国境を越えて安全な山岳へたどり着くことに成功した。それに対して我々は、避難民の群れと避難する国防軍兵によって塞がれた道の上で10時間待たされることとなり、そこからわずか1時間離れたところにある村々には、すでにロシア兵が到着していた。ロシア兵の手に落ちるより、愛車や愛馬を見捨てることを選んだ者は、1時間ほど離れた山岳の森林へ逃げ込んだ。20歳の娘のために、我々は荷車に載せていた最後の財産を捨てて逃げようとした。それは機関銃と砲弾に晒され、飛行機にも脅かされた危険な道であり、そこではすでにズタズタになった兵士や馬と遭遇していた。多くの人々が負傷していた。直接の射撃区域から抜け出したとき、我々は神に感謝した。ある道に達した時、我々は撤退する衛生中隊の車に乗せてもらい、宿屋の床にテントを張って100名程度の兵士とともに三泊

(40) Joachim Bahlcke, Dan Gawrecki and Ryszard Kaczmarek (eds.), *Geschichte Oberschlesiens: Politik, Wirtschaft und Kultur von den Anfängen bis zur Gegenwart* (Berlin: De Gruyter Oldenbourg, 2015), pp. 366–367.

した。／3月20日に我々は、移送車でイエーガンドルフに向かい、そこで鉄道に乗り換えてさらに遠くへ行けという指示を与えられた。我々の目的地はモラヴィアのシェンベルク(現シュンベルク)であった⁽⁴¹⁾」。

ソ連軍が到来する直前に避難を開始したシレジア住民は、この牧師一家のようにチェコ側のシュンベルクやオストラヴァへと逃れようと試みた。シレジア出身の避難民のほとんどは戦闘終結と同時に故郷へ帰還したと考えられる。この牧師一家も、途上でロシア兵による検問と略奪にあい、家族が離れ離れになりながらも、150 kmの道のりを徒歩で帰郷したと回想している⁽⁴²⁾。

E. D.の回想に戻ると、先の部分に続いて、ソ連軍のボイテン市街への到来について語られる。「我々は、最初のロシア兵がすでにグライヴィッツやオペルン(Oppeln, オポーレ(Opole))にも到達したと耳にした。警察は退却していき、とうとう消防隊まで逃げて行った。我々は包囲され、無防備に攻撃にさらされた。街頭にはばらばらになった国民突撃隊の姿が見える。ふたりの、どうやらこの土地に通じていないらしい男が、国民突撃隊[戦争末期に創設されたナチの軍事組織]の集結場所について尋ねてきた。みじめな国民突撃隊！彼はほとんど武装せず、暖かい衣類もなく、訓練も、正しい指導も受けていなかった。見たところ16歳くらいの若者であった」(p. 314)。

ボイテンに関して、グレーテや牧師の家族のように避難できた人々は幸運であった。『ポーランドのドイツ人』には、戦間期にドイツ領に属していた上シレジア地域(オポーレ・シレジア)に関して「ドイツ人の避難がかなわなかったグリヴィツェ [グライヴィッツ]、ザブジェ [ヒンデンプルク]、ブィトム[ボイテン]を例外として(貧困層を中心に、約60パーセントが残っていた)、かなりドイツ化されていたオポーレ市は今では閑散としていた⁽⁴³⁾」という記述がある。このことから、ボイテンをはじめとする東部工業地帯のドイツ系住民の過半はソ連軍の到来以前に避難することがかなわなかったとみられる。ソ連軍政の開始から夏頃の移動措置までの期間には、ドイツ系住民は労働登録に基づく強制労働などを経験しつつも、現地への残留を信じて生活を継続していた。

4. 『ポーランドのドイツ人』における住民の選別と移動

「避難」に続いて、住民の選別と移動の状況を分析する。選別と移動に関する政策の全体構造を把握するために、まずはポーランド側の史料における関連記述を検討していきたい。

シレジアを含む西部地域やオストプロイセンといったドイツからポーランドへの編入領土は、当初は「西部地域」と呼ばれていたが、徐々に「回復領」という呼称へと移行した。こ

(41) *Dokumentation der Vertreibung*, vol. I/ 1, no. 118, pp. 439–440.

(42) *Dokumentation der Vertreibung*, vol. I/ 1, p. 440.

(43) *Niemcy w Polsce*, vol. II, 219, p. 339.

の回復領においてドイツ系住民の移動措置が開始されるようになるのは 1945 年 6 月下旬であった。その際に問題になるのが、ドイツ人とポーランド人の基準である。それこそが誰を追放し、誰を残留させるのかの境界線を作り上げるものとなるはずであった。しかし 1944 年 8 月 1 日の政令以来、閣議も含めて長らく議論されてきたことではあるが、この時点に至っても最終的な決着はついていなかったのである。

7 月 5 日付の「暫定的にポーランド人と見なすべき市民の解釈に関する、労働・社会保障省宛ての、公安省政治部の文書⁽⁴⁴⁾」にて、暫定的ではあるが、ようやくポーランド人の解釈が公的に示されることとなる。それによれば、ポーランド人の構成要素は以下の 3 点に分けられるという。「a) 1939 年 9 月以前にポーランド人であったポーランド・ナショナリティ (*narodowość polska*)⁽⁴⁵⁾を有するすべての市民をポーランド人とみなすべきである——ただしドイツによる占領期を通じて国民的特質を保ち、ファシズム・ヒトラーの犯罪者のための量刑に関する 44 年 8 月 31 日の法令の決定を通じて迫害の対象になっていないこと。b) ポーランド・ナショナリティを有するすべての市民——ただしポーランド市民権を確認する暫定証明書の発行されたドイツ国の市民であった者に限られる。c) 占領期に民族ドイツ人[ドイツ民族リストの誤り]の第 3 区分もしくは第 4 区分に属していた、または現在市民権回復の申請書を提出している、もしくはしかるべき証明書を保持しているポーランド・ナショナリティを有するすべての市民」。ここで、ポーランド人の基準として打ち出されている要素の中では、ドイツ民族リストの第 3 区分か第 4 区分に登録されている市民であるというのは比較的明確なものと言えるだろう。しかし、ナチ・ドイツに与していないポーランド・ナショナリティを有する市民であるという基準に関しては、肝心の「ポーランド・ナショナリティ」についての説明がなされていないため、この時点でも選別のための明確な基準にならない可能性がある点に注意が必要である。

地理的な詳細は不明であるが「国境地帯」でドイツ系住民の移住作戦に従事していた歩兵部隊の連絡文書からは、残留させるべき住民カテゴリーについての事前の明確な指示が与えられていなかったことがうかがえる。そこではドイツ系住民の残留についての議論がなされているのである。「都市や農村に専門家を残留させるべきか、残留させるならどのような専門家を、どのように残留させるのか、[中略]将来的な軍の移住支援まで農業労働者を村に残しておくべきかということの教示を私はどのように要請すればよいのか、といったことを明確にする特別指令が熱望されるだろう。なぜなら今のところ村落全体を無慈悲に移住させているからである⁽⁴⁶⁾」。つまり、ドイツ系住民であっても、現地の経済活動に

(44) *Niemcy w Polsce*, vol. I, 42, pp. 149–150.

(45) *narodowość* は英語の *nationality* に相当する語であり、辞書的には「国籍、国民(集団)、国民性」などの意味を有する。ただし、本稿ではこの *narodowość* の意味内容そのものが問題となるため、多義性を想起させる「ナショナリティ」という語を便宜的に採用した。

(46) *Niemcy w Polsce*, vol. I, 39, p. 146, June 26, 1945. 「国境地帯におけるドイツ人の移住問題に関する、ポーラ

不可欠な「専門家」や「農業労働者」と判断されれば、残留の可能性があったということである。

こうしたドイツ系住民の残留はなぜ必要とされたのか。そのことについてより明確な説明がなされる史料が、7月6日付の「オドラ・ニィサ[オーダー・ナイセ]川を越えたドイツ人移住作戦に関するポーランド軍最高司令官の命令(抜粋)⁽⁴⁷⁾」である。ポーランド軍の「第1軍および第2軍司令官」に宛てられたこの文書は、「当該地域の行政機関と国家経済機関との間で調整を行わなかったために、オドラ・ニィサ両川の向こう側へのドイツ人移住作戦によって、国家にとって巨大な経済損失が発生する」ことを危惧して作成された。これは、ドイツ系住民の移動措置にあたり、鉱工業や農業への配慮を求めるものであり、第一に「工場設備やあらゆる経済施設が移住によって破壊しない、荒廃させないという原則を守る」こと、第二に「農業地域において、多数の家畜の保護を保障するために必要な数を、ドイツ系住民の中から反ヒトラー分子を選別すべきである」ことが示されている。この命令は、ドイツ系の「専門家」や「農業労働者」に適切な証明書を発行したうえで、彼らを当該地域内に残留させることを目的としている。7月11日付の「国家送還局部長会議の議事録(抜粋)」においても、「市長は軍当局に、ある程度のドイツ人を確保するように手紙を書いた。なぜなら全ての工房、工場、発電所、病院、さらに収穫も近づいていた——これらには、さしあたりドイツ人が必要であったからである。移住が合理的であるなら、さしあたりどこかにドイツ人が残されるであろう⁽⁴⁸⁾」という報告が確認できる。このような経済活動を重視したドイツ系住民の残留措置は、特に上シレジアにおいては時間を経るにつれて顕著に見られるようになる。

選別の問題と密接に関連する、ドイツ系住民の移動問題についても確認していきたい。移動措置が決定される過程は不明確であるが、5月26日付の「主に西方領土問題に時間が割かれた、閣議議事録第37号(抜粋)⁽⁴⁹⁾」は、移動問題を主題として取り扱っていて興味深い。出席者である公共行政大臣エドヴァルド・オハプ(Edward Ochab)は以下のように発言している。「西方地域問題は、事実上ポーランドの領土半分に関わる議題である。一部が高度に工業化された回復領の管理問題は、我が国と人民の力と将来を疑いなく決定する問題である。主要な問題が——回復領の人々であるならば、目下のところ、それはオポーレ・シレジア、下シレジア、西ポモジェ、グダニスク、マズーリィの約300万人の人々であり、そのうちの200万人以上のドイツ人である。この地域では今日までに、1939年に比べて600万人も人口が減少している。もしポーランド領土から約200万のドイツ人を排除

ンド軍第2軍政治・教育局長宛ての第7歩兵師団政治・教育部長の文書」。

(47) *Niemcy w Polsce*, vol. I, 43, p. 150.

(48) *Niemcy w Polsce*, vol. I, 47, p. 158.

(49) *Niemcy w Polsce*, vol. I, 28, pp. 136–138.

すべきだと考えるなら、その減少数は 800 万人にまでなるだろう。／我々に回復領の住民全体に対応する余裕はないので、その作戦ももっと大きな規模で計画する必要がある」。このオハプの発言について、先に見たようなドイツ系住民の残留問題に関する意見も含まれている点も目を引くが、それよりも重要な論点はすでにこの時点でドイツ系住民全体の移動措置が議論の前提とされていることであろう。「約 200 万のドイツ人」の国外移住はすでに現実的な政策目標となりつつあるということが明確に示されている。これに続く部分でオハプは、大量移住によって引き起こされると想定される労働力不足の問題を提起⁽⁵⁰⁾しており、その意見に対して別の参加者たちが省庁や諸政党による相互の連携の必要性を唱えている。このように政府や中央省庁のレベルでは、5 月末にはドイツ系住民の国外移住は、労働力の確保を前提として決定事項となっていたことが伺える。

実際の移動措置についての記録は、『追放の記録』第 I 巻(中央省庁の記録)では 6 月下旬から確認できるようになる。6 月 24 日付の「ドイツ人の速やかな移住の継続に関するポーランド軍第 2 軍司令官の第 0150 号命令⁽⁵¹⁾」では、シュテティン近郊の地域でドイツ人の移住作戦が実施され、ソ連軍がそれを妨害していることへの苦情が申し立てられている。さらに 6 月 26 日付の「国境地帯におけるドイツ人の移住問題に関する、ポーランド軍第 2 軍政治・教育局長宛ての第 7 歩兵師団政治・教育部長の文書⁽⁵²⁾」によれば、6 月 22 日より「国境地帯」に展開した陸軍師団がドイツ人移住作戦に参加しているとのことであった。「移住者は自分で 20kg の財産を持って、兵士に随行されながら隊列を組んでニイサ[ナイセ]川の向こう 10km のところまで連行され」、そうした作戦により、「ふつう 1 日に 4 万から 4 万 5000 人が立ち退き、これまでの作戦の合計で、約 16 万人の移住者が報告されている」という。

政府と中央省庁での議論を経て、ポーランド政府は 6 月中旬までに「ドイツ人」を国外退去させる方針を固めたようである。そうした方針は地方自治体の政策にも反映されることとなるが、シロンスク(シレジア)県では 6 月 18 日付の「オポーレ・シレジアのポーランド化に関するシロンスク県知事の行政命令第 88 号⁽⁵³⁾」によってドイツ系住民の立ち退きの指示がなされた。これが上シレジアにおけるドイツ系住民の移動措置を開始するための号令となったのは間違いないだろう。この史料では、「オポーレ・シレジアの歴史的なポーラ

(50) 以下、引用：「この問題は、ドイツ人をポーランド領土に帰還することを許可しないということにとどまらず、ポーランド国境付近のその他のドイツ人の排除も問題となっていて、それは 230 万人に関わる事柄である。もしドイツ人の排除が問題となるのであれば、それには 3 つの点が挙げられる。1) ドイツ系住民集団、特に非生産的な集団をオドラ川の向こうへ移住させる必要があること。2) 現在ドイツ人の一部は専門的な側面を持った労働に従事していること——しばらくの間、彼らを使用しなければならないことは明白である。3) オドラ川の向こうへ移住させることのできるドイツ人の一部は、都市近郊の分農場へ移送する努力がなされるであろう」。

(51) *Niemcy w Polsce*, vol. I, 35, p. 144.

(52) *Niemcy w Polsce*, vol. I, 39, p. 146.

(53) *Niemcy w Polsce*, vol. II, 234, p. 358.

ンド領を脱ドイツ化」し、「オドラ[オーダー]川とニィサ川までの領域のポーランド的性格の適切な根拠提示」を行うために、「送還者や入植者の到着次第、ドイツ人は農場から例外なく追い出されたうえでオドラ川とニィサ川を渡って追放されるか、または家族全員とともに隔離収容所に拘留される」と、ドイツ系住民の移動と送還者の定住措置が明記されている。これに続けて、「オドラ川とニィサ川を越えて帰還したドイツ人が農場や住居を占有することは、決して認められない。帰還者は強制的にドイツに送り返し、それに抵抗する者は収容所に拘留する」と述べられているように、ドイツ系住民の帰還も容認しないとの方針であった。

こうしたドイツ系住民の移住作戦は、実はポーランド人「送還者」の移送と必ずしもかみ合うものではなく、両者の間での調整が不足しているために起こる混乱も見られた。7月11日付の「国家送還局(PUR)部長会議の議事録(抜粋)⁽⁵⁴⁾」には、以下のような記述がみられる。「ドイツ人はオドラ川の向こうへ移送された。[国家送還局の視察者が]次に訪問したヴロツワフ(Wrocław, プレスラウ(Breslau))やスタログルト(Starogród)のような都市でも、同様の移住作戦に遭遇した。その後の視察において、移住作戦全体が不適切に、またドイツ人の移住に驚いた行政機関との連携なしに実行されていた。市長は軍当局に、ある程度のドイツ人を確保するように手紙を書いた。なぜなら全ての工房、工場、発電所、病院、さらに収穫も近づいていた——これらには、さしあたりドイツ人が必要であったからである。移住が合理的であるなら、さしあたりどこかにドイツ人が残されるであろう。ところが送還者が殺到した分だけ彼らは排除された。全ての都市や当局が、落ち着いて話すことができないほど、混乱していた[中略]。ドイツ人とともにポーランド人の入植にも問題が生じていた。ポーランド人はしばしば占領した農場を手放すこととなったのである。国家送還局のある全ての都市で、その支部は労働力の不足と送還者の輸送手段の不足を訴えている」。基本的に、新旧ポーランド領という幅広い領域を対象とした数百万人規模の住民移動は非常に困難な作業であり、ポーランドの各行政機関や国家送還局も十分に対応できる能力や人員を持ち合わせているわけではなかった。そうした混乱が住民移動を支配する中でも、ドイツ系住民の移動措置は推し進められていくこととなる。

5. 『追放の記録』における住民の選別と移動

5.1 ボイテンでの選別と移動措置(E. D.の証言)

以上の分析を基礎として、『追放の記録』に記されているドイツ系住民の選別と移動に関する認識を分析する。1945年6月から7月にかけての期間はポツダム協定が結ばれる以前であるものの、それでもドイツ人とされた住民の強制的な移動はポーランド政府によって断行された。いわゆる「無法な追放」である。

(54) *Niemcy w Polsce*, vol. I, 47, pp. 158–159.

E. D. は1945年7月まで故郷のボイテンに留まり、中央広場に開かれた闇市で食料を調達しながら生き延びていたが、そうしたその日暮らしの残留生活もポーランド政府による移住の布告によって終わりを迎えることとなる。当初、移住の命令は「自由意志」に基づく移住に関する布告という形式をとったようである。「7月頃に、他の命令と同様にポーランド語で布告が出され、その後は土地を去る全ての人々は市庁舎に届け出ることとなった。私は届け出を行うつもりであったのだが、母と叔母は依然として乗り気ではなかった。彼女らが乗り気ではないのは、ポーランド人にとって都合がよい、と多くの人が言った。そのようなやり方では本国の代わりにワルシャワへ送られる、と別のものは心配した」⁽⁵⁵⁾。このようにE. D. は進んで移住の申請を出す意思があったが、家族の反対にあって断念した。

ただ、残留を希望する人々には別の難関が待っていた。基本的に残留できるのは「ポーランド人」だけであったため、そのための証明が必要とされたのである。「無法な追放」期の「ポーランド人基準」についてはすでに別稿⁽⁵⁶⁾で検討したところであるので、そちらを参照して頂きたい。ここで重要なことは、1944年8月1日の国民解放委員会の法令によれば、たとえ占領期にドイツ国籍を取得したり、ナチの作成した「ドイツ民族リスト」に登録されていたりしていても、戦前・戦中にポーランド国民との結びつきを維持していることを証明できれば「ポーランド人」と認定しようとの認識を示しており、実際のポーランド人認定の現場では「ポーランド民族への帰属を示す証拠」の提示もしくは第三者による証言が「証明」として用いられたことである⁽⁵⁷⁾。この法令は本来、「ドイツ民族リスト」が適用された東部併合地域のみ適用されることを念頭に置いたものであったが、その住民の国民帰属の曖昧性を考慮して、ポーランド政府は回復領においても選別を実施することを決定した⁽⁵⁸⁾。上シレジアに関しては、戦間期にポーランド領であった地域が東部併合地域、戦間期にドイツ領であった地域が回復領に該当することを確認しておきたい。そしてE. D. は回復領に居住していた可能性が高いとすでに指摘した。そのうえで彼女の証言を見てみよう。

7月初めに、残りたいものは同月20日までに届出に署名し、3人のポーランド人から公証されるべきであるという、新たな要求が出された。私は証明書を手に入れた。それは次のような文面であった。私は、自身がポーランド国籍者であることを宣言する——私は街頭を歩くのが怖かったので、たとえ署名できても、証人がいなかった。もし私が捕まったら、その後母の身に何が起ころののだろうか?! 君の母もいさめて、次のように言った。「でも私たちはドイツ人なのだから、どうやってそのようなものに署名ができようか」⁽⁵⁹⁾。

(55) *Dokumentation der Vertreibung*, vol. I/ 2, p. 317.

(56) 衣笠「上シレジアにおける「ドイツ人の追放」と民族的選別」、8-10頁。

(57) *Niemcy w Polsce*, vol. I, 3, pp. 111-114.

(58) *Service, Germans to Poles*, loc. no. 4167/ 10499.

(59) *Dokumentation der Vertreibung*, vol. I/ 2, p. 317.

これは1944年8月1日の国民解放委員会の政令の内容と一致した証言であり、シレジアの工業地帯においても政令に基づいたポーランド人認定が実施されていたことを示すものである。最終的に、彼女は強制的にこの地域から排除された。ポーランドの現地行政機関(市町村役場)が「ドイツ人」と認定された人々の移動措置を開始したためである。

翌朝、我々は行進の足音で目を覚ました。私はカーテンの後ろから窓を通して、我々の家とその周りが武装したポーランド人によって包囲されているのを見た。私がこの措置の正確な意味を理解する前に、ある委員会[の構成員]が入ってきて質問をした。「あなた方はポーランド人かドイツ人か」。私はポーランド語で、私たちはドイツ人で、今はポーランド人の一部だろうと答えた。「あなた方にはドイツ兵の兄弟がいるか」。私が「はい」と答えたとき、すべてが変わった。我々は10分以内に家から退去させられた。トランクに詰めることができた重要なものは、私の手からはぎ取られた。廊下で私にトランクを開かせ、いくつかのものを窓の外へ投げ捨てた。私が腕にかけていた冬用コートも取り上げられた。すぐに朝食をとりたかった母は、我々が今や外へ出なければならないことを全く理解できなかった⁽⁶⁰⁾。

証言の中にある「私はポーランド語で、私たちはドイツ人で、今はポーランド人の一部だろうと答えた」という記述は、「土着」の住民の有する帰属意識の曖昧性を考慮すれば、極めて重要な手がかりとなる。すでにみたようにE. D.は単純に「ドイツ人」とは言い切れない存在であったが、この文脈ではその場しのぎの意味合いも含んでいるとはいえ、「ポーランド人の一部」となっていると主張したのである。ここで彼女を含む一家は「ドイツ人」と「ポーランド人」の間を越境する存在であることが表明されており、これは「国民意識に無関心」な「土着の住民」による典型的な国民帰属に対する態度である。

「ある委員会」とは、選別の際に住民の国民帰属の審査を担った「検証委員会(komisja weryfikacyjna)」と呼ばれる組織と考えられる⁽⁶¹⁾。検証委員会は、1945年4月7日のシロンスク県知事の命令に基づき、県内のすべての市町村に設置されていた⁽⁶²⁾。E. D.の証言を素直に受け取る限り、この事例では「ドイツ兵の兄弟がいる」ことが検証委員会による「ポーランド人としての権利回復」を認めないという判断につながったようである。そして「ドイツ人」と認定された人々は、E. D.の一家のように容赦なく強制的な移動を命じられたと推測される。

こうした事実関係について、『ポーランドのドイツ人』に収録されたポーランド軍将校トリンチェルの証言にもポーランド軍部隊が7月15日以降に「ドイツ人」の移住作戦を実行に

(60) *Dokumentation der Vertreibung*, vol. I/ 2, p. 318.

(61) 1944年8月1日の政令で設置が規定されている委員会であり、そこでは「市民委員会(komisja obywatelska)」と呼称されていた。Service, *Germans to Poles*, loc. no. 4184/ 10499; 衣笠「上シレジアにおける「ドイツ人の追放」と民族的選別」、8-9頁。

(62) *Niemcy w Polsce*, vol. II, 252, p. 379.

移したと記されており、ポーランド側史料でも確認できるものである⁽⁶³⁾。本稿に関連して興味深いのは、「ナショナルリティ」の確認において問題があったというトリンチェルによる指摘である。「立ち退きの方法やナショナルリティを確定する際に従うべき基準についての指示がなかったため、作戦の過程で曖昧さや誤認が相次いだ。その結果、会議が絶え間なく行われ、様々な委員会が招集されたが、新たな会議が開かれる以外に具体的なことは何も成果をあげられなかった。非常に誠実かつ政治経験を有する唯一の精力的な人物は、中央検証委員会(Główna Komisja Weryfikacyjna)の委員長であったカチャンコ技師であったが、彼には自由な行動が与えられなかった」。トリンチェルが不平を述べるように、「立ち退きの方法やナショナルリティを確定する際に従うべき基準についての指示がなかったため、作戦の過程で曖昧さや誤認が相次いだ」のであり、誰がドイツ人で誰がポーランド人なのかの基準がこの時点でもやはり完全に明確ではなかった。7月5日付の「暫定的にポーランド人と見なすべき市民の解釈に関する、労働・社会保障省宛ての、公安省政治部の文書」でも確認したように、「ナショナルリティ」の構成要素がほとんど示されないままに選別と移動が実施に移されたために、現場での混乱が生じたのである。

5.2 ヒンデンブルクでの移動措置(N. N.の証言)

N. N.によれば、ヒンデンブルクでも夏頃にはドイツ系住民の移動措置が活発に展開されるようになったようである。

ポーランド人のもとで、新たな逮捕と追放が始まった。まず企業経営が徹底的に搜索され、その後市庁舎が搜索され、さらに街頭で住民を逮捕することに移行していった。党がその記録簿を完全には処分しなかった一方で、警察の届出記録簿は大部分が処分された——射殺、連行、追放の把握は行われなかった。

略奪された家の住民は、たいていルートヴィヒスグリュック(Ludwigsglück)の収容所やヒンデンブルクの捕虜収容所に送られた。食事は異常なほどひどいものであった。男性と女性と一緒に拘留され、収容所から労働に投入された。

追放は、追放の提案があった場合に行われた。ここでは男性はほとんど追放されず、子どもを持った女性が追放の対象となりやすかった。追放証明書なしで国境を超えることはほぼ不可能であった。なぜならポーランドはナイセ川沿いに本格的で強固な陣地を構え、国境地帯をポーランド軍——ここでも高級将校はロシア系であった！——によってかなり強力に占領していたからである。

上シレジアから約7000人だけが強制的に追放された。そこにとどまったドイツ人は、ポーランド国籍を受け入れることを強制されたが、しかしその際も行政機関側で選別が行われ

(63) *Niemcy w Polsce*, vol. II, 252, pp. 377–379, July 30, 1945. 「ブィトムにおけるドイツ人移住作戦に関する、第13歩兵師団⁽⁶²⁾政治教育部門長宛の第13歩兵師団プロパガンダ指導員ユゼフ・トリンチェル中尉の報告」。なお、この史料には、「立ち退き委員会(komisja wysiedleńcza)」と呼ばれる組織が登場するが、これも検証委員会のことであると推定される。

た。ところで、この新たに獲得した国籍によって略奪から守られることはなかった。同様にドイツ支配期からのポーランド国民の支持者でさえ、まったく優位にはなかった。全ての経営責任者や施設の監督者が会議ポーランド人であったように、有力な役職は、もっぱら会議ポーランド人によって占められた⁽⁶⁴⁾。

この住民移動措置については時期が明記されていないため、いわゆる「無法な追放」とポツダム協定後の移動措置のどちらかは判然としない。

N. N.によると、この際に移動措置の対象とされたのは男性ではなく女性と子どもであった。労働収容所への強制移送についての記述(S. 321)があることから、そこでの重労働に耐えうる男性が残留すべき属性を有する人々として優先されたということだと考えられる。そのうえで、「そこにとどまったドイツ人は、ポーランド国籍を受け入れることを強制された」という記述は、当時の選別基準を示すものとして見逃せない。つまり、労働力として利用価値があることが判断基準だったのであり、彼らが「ドイツ人」であるかどうかは選別の際には度外視されていたということであろう。

同時に、「新たに獲得した[ポーランド]国籍によって略奪から守られることはなく」、「ドイツ支配期からのポーランド国民の支持者でさえ、まったく優位にはなかった」と述べられている箇所も興味深い。「会議ポーランド人(Kongreßpolen)」とは、ウィーン会議直後から第一次世界大戦までロシア領であった領域(かつて「会議王国」と呼ばれた地域)出身のポーランド人の総称であり、彼らは長らくプロイセン＝ドイツの支配下にあった上シレジアにおいて「よそ者」であった。アレクサンダーの構造モデルでは、一方の極に位置している「地域外出身のポーランド人」である。この「会議ポーランド人」が支配権を握ったために、彼らには現地住民の重層的な帰属意識の在り方が十分には理解できなかった。つまり、視点を入れ替えてみると、「会議ポーランド人」にとって「土着」の住民こそが新生ポーランドにおける「よそ者」なのであり、そうした住民はポーランド行政機関による庇護の対象とはなりづらかったのであろう。

5.3 コーゼルでの移動措置(O. St.の証言)

『追放の記録』の中でO. St.は、コーゼルの市街地で体験した状況について語っている。彼によれば、まず「1945年5月にポーランド人がやってきて、都市はポーランドの行政下に入った」のだという。1945年4月から5月にかけてのポーランド政府による行政活動の開始について述べられている点は、ヒンデンブルクやボイテンにおける証言と共通している。

彼の認識では、ソ連軍を後ろ盾として、到来したポーランド人たちは権力を手中にして

(64) *Dokumentation der Vertreibung*, vol. I/ 2, p. 321.

いた。O. St.の家にも、東方から移動してきた「送還者」と考えられる一家が暮らし始めていたため、おそらくO. St.はそこを追いつけられ、別の仮設住居での生活を余儀なくされた。そうした中で困窮したのか、そのポーランド人家族の所有物を盗もうとしたため、ポーランドの警察に逮捕されそうになり、一週間ほど逃亡生活を送ったと述べている(p. 703)。

この証言の焦点はソ連軍の残虐行為ではない。なぜなら、彼もそうした行為を目撃しているものの、記録の冒頭で「執筆者は第1章で、コーゼルの戦闘での出来事と、ロシア軍の到来直後に起こった強姦、略奪、尋問について叙述している⁽⁶⁵⁾」として省略されているからである。その焦点は章題と小見出しにある通り、ポツダム協定以前の移動措置であった。O. St.によると、コーゼルの最初の住民移動は7月2日であったという。

1945年7月2日の朝6時、4人の民兵が住居に踏み込んできて、我々を部屋から追い出した。急いで服を着たが、そのほかに何かを持っていくことは許されなかった。現金、貯金箱、1944年に亡くなった妻のアクセサリー、結婚指輪、証書、これらすべてが奪われた。

街頭で我々——この日は243人——はまとめられ、兵営に連行された。そこで全員の持ち物がもう一度検査され、お金や貴重品をはぎ取られた。その後彼らは我々を家畜の群れのように追い立てた。初日に我々は30km行進し、2日目も同じくらい歩いた。それ以上歩けなくなったものは殴られた。ある女性は道端に倒れたままであったが、助けることは許されなかった。ある72歳の男性は路上で倒れた。速度が彼には速すぎたのである。その場で彼は銃床を使って殴られ、そのまま亡くなった。非常に暑い日であった。我々が村々を通り抜けているとき、ある農民が水の入った桶を持ってきた。民兵はそれを見つめるなり、その桶をひっくり返した。

3日目に民兵たちは、我々を開放式の家畜運搬車に積み込んだ。列車は一晩中雨の中を走り、朝になってグラッツに到着した。そこで我々はカトリック教会の中の床やベンチで一晩を過ごした。聖職者は我々を食べ物と飲み物でもてなしてくれた。翌日、民兵たちは我々をファルケンシュタイン(Falkenstein)に連れ戻し、駅に我々を残して、我々にその運命を委ねた。

執筆者は後に(1946年8月)追放移送列車でオルデンプルクにたどり着いた⁽⁶⁶⁾。

上シレジアでの「無法な追放」に関する証言は稀少であるという点とともに、こうした住民移動に関する具体的な記述こそが、この証言が『追放の記録』に収録される要因となったと推測される。とりわけ「お金や貴重品をはぎ取られ」、「家畜の群れのように追い立て」られた結果、亡くなる者もいたということが生々しく証言されている。O. St.を含む人々は家畜運搬車に載せられたのち、シレジア中部のグラッツ(Glatz, クウォツコ(Kłodzko))を経由してドイツ西部のオルデンプルクへと移送されたのである。E. D.による証言でも検討した

(65) イタリア語は原文ママ。証言者の記述ではなく、編纂者による説明であることを示している。以下、同様。

(66) *Dokumentation der Vertreibung*, vol. I/ 2, pp. 703–704.

ように、この住民移動策は、「ドイツ人」と認定された人々をポーランド域外へと容赦なく移動させるという「無法な追放」の性質を再び示すものである。

これまでの証言に見られたような検証委員会や行政機関による選別過程が証言には全く登場せず、選別なしでの移動の事例とみなすことができるだろう。様々な事情で、選別を経ずともポーランドの現地当局から見て「ドイツ人」と明らかに認定できる住民のみが移動を強いられたという推測も成り立つ。243人という人数は、コーゼル都市部の人口における割合としてはそれほど多い数ではないため、「ドイツ的な性質」や「ナチ組織への所属」が顕著な人々がリストアップされたのかもしれないのである。ただ先にも述べたように、これは7年後の回想であり、そうした当時の細かい状況が抜け落ちている可能性は否定できないであろう。

このO. St.の証言で示されている、「無法な追放」期のコーゼルでの移動措置もまた、E. D.による証言と同様に、『ポーランドのドイツ人』に収録された史料中で確認できる⁽⁶⁷⁾。ここでは移動措置の日付、時間帯、人員と方法、対象人数などが記されており、それはおおむねO. St.の証言と一致していると言える。こうしたE. D.やO. St.の証言とポーランド側史料を照合した際に明らかになる事実関係の一致は、『追放の記録』に類するドイツ系住民の移動に関する史料分析をめぐる新たな可能性を示唆していると言えるだろう。

おわりに

本稿では、1945年1月から7月にかけての上シレジアにおける「ドイツ人」の移動について、ドイツ側とポーランド側の証言集や刊行史料を用いて複合的に分析した。本稿冒頭の問いに対して、「避難」、住民の選別、「無法な追放」に論点を整理しつつ回答すれば、以下の通りとなる。

上シレジア住民の「避難」は、確かに自らの意思に基づく移動ではあったものの、ソ連軍の到来にともなう恐怖と混乱に突き動かされたものであった。1945年初頭にソ連軍が上シレジアへ侵攻を開始したことで、住民の間には危機感が高まることとなったが、それぞれの生活条件により、住民の中でもグレーテや牧師一家のように避難が可能になった者と、E.D.一家のように現地に留まらざるをえなかった者へと分かれることとなった。特に工業地帯に住んでいた住民の多くは仕事や家庭を守るために避難行動が遅れた一方で、一時的に避難を行った者がしばらくすると故郷に帰還するということが珍しくなかった。避難の時期における人々の行動は、ソ連軍の進軍という危機的状況と現地の人間関係や職業上の利害との狭間でせめぎ合いの中で、どのような選択を行うかという行為主体性の問題であったと解釈できる。そのために、おそらくは子どもを含む家族の安全を優先したグレー

(67) *Niemcy w Polsce*, vol. II, 242, pp. 367–368, July 6, 1945. 「ドイツ人出国作戦に関するコジレ[コーゼル]郡長の報告(抜粋)」。

テや牧師と、家族が残留の意思を示し、また職業上のしがらみもあった E. D. の間で判断が分かれたのである。

住民の選別に関して、労働や移動のために上シレジア住民を「ドイツ人」と「ポーランド人」へと住民を選別するとなると、当然ながら個々の住民がどの「国民」に属するかを判断する必要がある。しかしながら、上シレジア住民の間には「ドイツ人」と「ポーランド人」を両極として国民帰属からは距離を置いた帰属のカテゴリーが複数存在していたために、この時期のポーランド当局は実践的かつ有用な選別基準を策定できなかった。とりわけ「ポーランド人」認定の基準は「ポーランド・ナショナリティ」の保持を中核としたものであったが、最後までその「ナショナリティ」の構成要素は示されないままであった。そのため、実際の選別と移動の過程において、住民の国民帰属をめぐる腑分けについては現地行政機関と現場従事者の裁量に委ねられ、現場での判断が下されることとなった。

関連して、個々の帰属意識と移動措置の関係も興味深い。本稿で取り上げた N. N. と E. D. は両者とも基本的には「ドイツ人」とみなせる人物であった。N. N. は「土着」の住民を他者として扱いつつドイツ語を母語とする人物であった。また、O. St. の証言には帰属意識に関する記述はないものの、彼については「土着のドイツ人」である可能性を指摘した。注目したいのは、より境界的な位置にいた E. D. である。彼女はドイツ語を母語とし、近い人物からは「私たちはドイツ人」とカテゴライズされるのであるが、他方でポーランド語を操り、また「土着」の住民の一部でもあるような、ドイツ人とポーランド人の狭間ですっきりとした居場所の定まり切らない、その意味で典型的な上シレジア住民でもあった。選別の際には、確かに「ドイツ兵の兄弟」がいることが「ドイツ人」認定の直接的原因となったが、それは国民解放委員会の定めた政令に則った措置であり、彼女の本来の帰属意識を反映しているとは限らないだろう。この時期の移動措置は、そうした帰属意識の曖昧な人々に対しても容赦なく実行されたのである。

国民解放委員会をはじめとするポーランドの政府・行政機関は、1944 年夏から翌年 5 月頃にかけて「ドイツ人」の国外移動に関する議論を繰り返し、最終的な決定を下したと考えられる。1945 年 5 月頃には、ポーランドの行政機関が上シレジアにおいて設立され、ドイツ系住民に対する移動措置が本格化した。この時期の移動措置は、国際的な承認を経ない「無法な追放」として行われたのであり、上記の移動措置から除外されることとなったカテゴリーに含まれない「ドイツ人」の大多数が組織的に家屋から立ち退かされ、わずかな荷物しか持ち出すことを許されないまま国外へと移送されたのである。近年の移動研究では、その移動が「自由な意志」と「強制」によるものかを明確に区別することはできないとする議論もあるが、他方で研究者が強制性の強弱や性質を解釈することは必要であるとする意見もある⁽⁶⁸⁾。ここで後者に従うなら、いずれの史料でも、この「無法な追放」は当事者に拒否

(68) 北村暁夫、田中ひかる編『近代ヨーロッパと人の移動：植民地・労働・家族・強制』山川出版社、2020 年、7 頁。

できる性質のものとは解釈できず、それゆえ強制性は強いと解釈できる。

こうした本稿での分析を通じて、「無法な追放」期における選別と住民移動の構造がより鮮明に把握できるようになった。この構造は視覚的には図2のように暫定的に示される。上シレジアという「ドイツ人」と「ポーランド人」の線引きが困難な地域において、移動措置のための選別に従事したポーランドの現地官吏や軍人は、E. D. とトリンチェルの事例で見られたように、住民の有する曖昧な帰属意識や複数のナショナリティという現実を無視・迂回して、ある程度単純化された「ドイツ人」認定の基準を採用せざるをえなかったと考えられる。ドイツ系住民の強制移動という政策目標の早期実現を政府から求められる中で、彼らが住民の帰属意識をめぐる現実の複雑性に即した対処を行うことは不可能であったのである。その根本原因は、ポーランド政府が「ポーランド・ナショナリティ」の構成要素といった選別の基準を明確に示すことができず、最終的には現地行政機関と現場従事者の判断に委ねてしまったことにある。実際、1945年7月に入ると移動措置の実施を確認できるが、そこでは「ドイツ兵の兄弟がいる」という個別事情に基づいた強制移動、もしくは選別なしでの強制移動が行われていた。またドイツ系であっても男性を労働力として残留させ、その残留者にポーランド国籍の選択を迫るという、ナショナリティよりも労働力の確保を優先する選別方法も採用されていたようである。このように、「無法な追放」期の選別・移動措置は、ポーランド政府の決定した選別と移動の政策と実際の住民の選別の困難性の間で板挟みになった現地行政機関と選別・移動従事者による単純化された住民状況とその帰属意識に対する理解のもとで、政府の政策と現地行政機関の決定を実行への圧力要因としながら、現地の行政組織と従事者による現場での即興的、個別的な判断からも生じた複合的な事象であると解釈できる。

とはいえ、それでも本稿で分析対象とした証言者たちの構造モデル内での立ち位置は、「ドイツ人に同化したシレジア人」から「地域外出身のドイツ人」という「ドイツ系」寄りのカテゴリーに偏っており、選別・移動従事者からすれば、それほど「的外れ」な選別結果とは言い難いものであったようにも思われる。この偏りの要因を推測すれば、①『追放の記録』の編纂の際に、「ドイツ人」による証言の採録に重きが置かれたため、E. D. 以上に「シレジア人」的もしくは「ポーランド人」的な言語能力や帰属意識を有する人々は対象から外された可能性があること、②国民意識に無関心な「シレジア人」は言語や帰属意識の使い分けが可能であったために、戦後においては「ポーランド人」として振る舞った可能性があること、などが挙げられる。320万のうち240万人(75%)が移動させられた下シレジアに比べて、上シレジアでは「被追放民」の割合が比較的小さい280万人のうち80万人(29%)にとどまったということはずでに述べた。上シレジアでは200万人程度が残留できたと考えられるのであり、そのため主たる要因は②である可能性が高いが、①についても検証を行う余地は残されているだろう。さらに本稿では、『追放の記録』を『ポーランドのドイツ人』と比較検討するこ

とで前者の史料的价值をより引き出せることが示唆されたのであるが、その点を厳密かつ精度の高い形では明らかにできなかった。これらを含めて、戦後における上シレジア社会の再編に関する未解明の領野を切り開いていくことが、今後の課題である。

